

長崎県立大学非常勤講師任期規程

〔平成 29 年 11 月 7 日〕
規 程 第 20 号

（趣旨）

第 1 条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成 9 年法律第 82 号。以下「任期法」という。）第 5 条第 2 項及び長崎県立大学非常勤講師規程（平成 23 年規程第 3 号）第 4 条の規定に基づき、長崎県立大学（以下「大学」という。）における非常勤講師の任期に関し必要な事項を定めるものとする。

（委嘱の期間）

第 2 条 非常勤講師の任期（以下「委嘱期間」という。）は 1 年以内とし、個々の非常勤講師ごとに定める。

2 前項の委嘱期間は、これを更新することができる。

3 前 2 項による委嘱期間は、平成 25 年 4 月 1 日以後にこの規程又は長崎県公立大学法人（以下「法人」という。）若しくは長崎県立大学の他の規程に基づき、法人又は大学との間で契約、雇用又は委嘱された期間の定めのある労働契約の期間を通算した期間が 10 年（以下「有期労働契約限度期間」という。）を超えることはできない。

4 前項の有期労働契約限度期間には、労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）第 18 条第 2 項、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 15 条の 2 第 2 項及び任期法第 7 条第 2 項において通算契約期間に算入しないこととされている期間は、算入しない。

（規程の公表）

第 3 条 この規程を制定又は改廃したときは、ホームページ等により公表し、広く周知を図るものとする。

（その他）

第 4 条 この規程に定めるもののほか、非常勤講師の任期に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則（平成 29 年 11 月 7 日規程第 20 号）

この規程は、平成 29 年 11 月 7 日から施行する。